

**再配達削減に係る宅配バッグ県民モニター事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の目的

近年、ライフスタイルの多様化に伴い、電子商取引（E C）が急速に拡大し、宅配便の取り扱い個数が増加している一方、宅配便の再配達は、二酸化炭素排出量を増加させるだけでなく、宅配事業者の業務時間増につながり、宅配ドライバーの労働環境を悪化させ、人手不足を加速させるおそれがあり、重大な社会問題の一つとなっている。

利便性の高い日本の宅配サービスを維持し、より良いものにしていくためにも、再配達の削減に向けた消費者の行動変容が不可欠であり、これにより、二酸化炭素排出による環境負荷の軽減や宅配ドライバーの負担軽減を図り、持続可能な宅配サービスの実現に向けた取組が求められている。

このことから、再配達の削減につながる取組である「置き配」サービスの利用を県内で一層推進することを目的に、全国的に徐々に普及が進む宅配バッグをモニターに使用してもらい、再配達削減の効果や課題等を調査・分析し、県内での普及に向けた取組のための資料とする。

また、モニターの募集と併せて、県民の再配達に対する問題意識を高めるための啓発事業を実施し、再配達削減に向けた県民の意識を醸成する。

2 企画提案コンペを行う目的

本業務については、再配達削減に係る県民への効果的な啓発や実証効果が最大となるようなモニター構成の設定とそれに基づくモニター募集と選定、今後の置き配の普及につなげることができるようなアンケート項目の作成やその結果の多角的な分析等、高度な業務遂行力と企画力等が求められる。

このため、企画性、創造性、独自性等を勘案し、総合的な知見から最適な事業者を決定することが必要であることから、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせた最良の企画を採用する必要があるため、企画提案コンペを実施する。

3 委託業務の概要

（１）委託業務名

再配達削減に係る宅配バッグ県民モニター事業業務委託

（２）業務内容

別添資料 再配達削減に係る宅配バッグ県民モニター事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）の内容に基づくこと

（３）委託上限金額

9, 9 8 2, 5 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（４）委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。なお、(1) 及び (2) の条件については、企画提案コンペ参加資格確認申請書により確認し、(3) から (5) までの条件については、最優秀提案者決定後、「8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容」により確認する。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、「16 担当部局」あてに企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類を提出すること。また、必要がある場合は、委任状（第2号様式）1部をあわせて提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月17日（木）17時（必着）

(2) 提出方法

「16 担当部局」へ持参、郵便または民間事業者による信書便により提出すること（電子メール及びFAXでの提出は受け付けない。）。

なお、郵便等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「16 担当部局」に書類の受理確認を行うこと。

(3) 参加資格確認結果

令和7年4月30日（水）までに電子メールまたはFAXにて通知する。

6 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「再配達削減に係る宅配バッグ県民モニター事業業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、書類選考及びプレゼンテーション（ヒアリング）を実施し、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

① 質問の受付期間

令和7年4月14日（月）17時まで（必着）

② 質問の提出

企画提案コンペに関する質問は、「16 担当部局」あてに、質問申請書（第3号

様式)を電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず電話にて着信の確認を行うこと。

③質問に対する回答

令和7年4月16日(水)までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載する。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

(2) 企画提案資料の提出

①提出期限

令和7年5月2日(金)17時(必着)

②提出場所

「16 担当部局」

③提出方法

上記提出場所に持参、郵便または民間事業者による信書便によるものとする(電子メール及びFAXでの提出は受け付けない)。

また、企画提案資料の提出は、1事業者につき1件までとする。

なお、郵便等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「16 担当部局」に書類の到達の確認を行うこと。

(3) 提出を求める企画提案資料の内容

①企画提案書(任意様式)9部(正本1部、写し8部)

規格は日本産業規格のA4判(A3版による折り込み可)、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上とすること。

企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア 再配達削減の機運醸成に向けたPR

イ モニターの募集及び選定

ウ モニターへ提供する宅配バッグの調達及び配送

エ モニターによる宅配便受取記録及びアンケート調査の実施

オ 業務の実施体制

- ・統括責任者、担当者の部署名、役職、氏名
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- ・当該業務を計画的、効率的かつ確実に実施できる人員、設備(パソコン、電話等)の配備等の具体的な運営体制
- ・当該業務を円滑に推進するための具体的なスケジュール

カ 過去実績

過去に実施した調査業務等の類似業務の実績

キ その他の提案

その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、追加提案があれば記載すること。

②見積書(任意様式)9部(正本1部、写し8部)

ア 見積り価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税事業者にあつては、契約

希望金額に 110 分の 100 を掛けた額) とすること。また、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

イ 記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

③提案事業者の概要書 9 部（正本 1 部、写し 8 部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

④共同事業体協定書兼委任状（第 4 号様式） 9 部（正本 1 部、写し 8 部）

共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要。また、共同事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。

⑤参考資料 9 部（正本 1 部、写し 8 部）

その他、企画提案に関する有効な資料

（４）書面審査の実施

提出された企画提案資料の書面審査を行う。書面審査の結果については、令和 7 年 5 月 8 日（木）に電子メールにて通知する。なお、申込数が 10 件に満たない場合は、書面審査を省略するものとする。

（５）プレゼンテーション（ヒアリング）審査の実施

①開催日時

令和 7 年 5 月 14 日（水）（予定）

②開催場所

三重県津市広明町 13 番地 三重県庁内会議室

③審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに三重県のホームページにて公表する。

④その他

ア 説明は提出された企画提案書および見積書によるものとする。

なお、スライド映写は使用できないものとする。

イ プレゼンテーションの要否及び日時・方法は、令和 7 年 5 月 9 日（金）までに企画提案資料記載の連絡先に電子メール等にて連絡する。

ウ プレゼンテーションの開催日時は、応募件数等の事情により変更になる場合がある。

エ 提案が多数の場合、選定委員会で事前に書類選考を行い、優良提案を 5 者程度選定したうえで、当該優良提案者のみによるプレゼンテーションを実施する場合がある。

（６）業務委託契約の締結

下記 8 による資格確認後、最優秀提案者と業務委託契約を締結する。

7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定する。

（１）業務遂行性（比重配点×２）

・限られた期間内で迅速かつ的確な対応が可能な体制をとることができるか。

- ・提案内容は実施可能な内容で、スケジュールは具体的か。
- (2) 企画性（比重配点×2）
 - ・提案内容は目標を達成するために効果的であるか。
 - ・限られた配分予算の中で、いかに多くのターゲットにリーチできるか。
- (3) 効果検証
 - ・事業効果を適切かつ定量的に検証できるか。
- (4) 業務実績
 - ・同様（類似）の業務経験があるか。
 - ・過去の経験を生かす工夫がされているか。
- (5) 経済性
 - ・積算内容が明記されており、妥当な価格であるか。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 契約実績証明書（第5号様式）

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績があれば記載すること。契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出すること。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があつたとき。
- (5) 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
- (6) 提出書類が提出締切を超えて提出されたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項

の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除するものとする。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第 5 号様式）を提出するものとする。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによる。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約は、三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課において行う。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、「16 担当部局」の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 提出のあった各提案書は、返還しない。
- (5) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）の規定によるものとする。

15 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

16 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課 石川、尾上

電話：059-224-2805

ファクシミリ：059-224-2219

Email：kouikik@pref.mie.lg.jp